

高等小学校における「選択制」に関する一考察

森 下 一 期

1. はじめに
2. 小学校令、教則等における「加設科目」、「随意科目」の変遷
3. 「随意科目」の規程について
 - (1) 「随意科目」が設けられる経過
 - (2) 「随意科目」の規程とその内容
 - (3) 第二次小学校令実施過程における「随意科目」の取扱い
 - (4) 1900(M33)年小学校令改正後における「随意科目」の取扱い
4. 「選択必修」について
5. おわりに

1. はじめに

1989年の中学校の学習指導要領の改訂における特徴の一つは選択制の拡大であるとされる。その問題性を分析、検討するためにも不可欠とされる選択制の実証的研究の遅れが指摘されている¹⁾。また、選択制は、「新制中学校教育の重要な特質の一つ」とであると指摘されているところでもある²⁾。だが、戦後教育改革以前においてもある種の「選択制」が存在した。戦後教育改革における選択制の「特質」がいかなるものであるかを知るには、実施された実態をとらえなければならないが、あわせて、それ以前に行われていた「選択制」との比較のうえにたって検討しなければならない。したがって、新制中学校成立以前の「選択制」の性格と実態を明らかにする必要がある。それは上記の選択制の実証的研究の一端を担うものとも考える。

ところで、新制中学校の教科課程の検討の際には国民学校高等科(高等小学校)のみでなく、青年学校、旧制中学校、高等女学校、実業学校の教科課程との比較検討が必要であろうが、ここでは高等小学校に限定して取り上げる。

高等小学校の「選択制」を究明することは、次の課題にこたえるところとなると考えられる。

第一は、戦前における高等小学校の教科課程構成の考えを明らかにすることである。この点については、阿部重孝の学科課程に関する研究が知られている³⁾。しかし、そこにおいては、随意科目、加設科目、さら

には選択科目の位置づけについては分析されていないように思われる。梅根悟は、義務教育論の展開の中で、「課程主義」と「年数主義(年齢主義)」を定式化し、国民学校以前のを「課程主義」とみて、「絶対主義国家権力が、あるイデオロギーやある種の知識・技能をすべての国民に植えつけたいと考えた⁴⁾」ものとしている。高等小学校は義務教育ではなかったが、小学校教育の枠内におかれていた。したがって、高等小学校の教科課程の構成を検討する際、梅根の提起する「課程主義」をよりどころにすることは有効であると考えられる。つまり、義務教育である尋常小学校においても存在し、一部の児童が履修しないことを想定した「随意科目」を「課程主義」と対比させることは、教科課程構成の依拠するところを解明する糸口となり得ると考えるわけである。尋常小学校にくらべ、高等小学校は数多くの科目を「随意科目」と為し得た。したがって、「随意科目」などとして存在した「選択科目」を検討することにより、高等小学校の教科課程の特質の一端を明らかにすることができると考えられる。

なお、野口援太郎は、ジュニア・ハイ・スクールの「選択制」の意義を明らかにしながら、1926(T15)年の小学校令改訂による高等小学校の教科課程の検討を行っている。野口は、形式上と断わっているが、「旧令は新令よりも随意科目が多い。この点は私はむしろ旧令は新令に優って居ると言っても宜しいと思う⁵⁾」と随意科目、選択科目を「選択制」との関連の

上で分析している。これは、おそらく戦前における「選択制」の研究の最も優れたものの一つであろうが、実態に踏み込んでまでの研究とはなっていない。本報告では、これらの先行研究をふまえての戦前における[選択制]を論ずるための基礎的作業として、実態の把握につとめる。

第二に、高等小学校の性格づけの変化と教科課程、とりわけ加設科目、随意科目、選択科目（以降、「選択科目」群と記す）の設定との関連の有無の検討がある。尋常小学校卒業者の5、6割が進学するようになった高等小学校は、臨時教育会議、文政審議会での議論の積み重ねの上に、1926（T15）年の小学校令の改正を経て、「尋常小学校とは異なる第二段階の教育の内容と性格をもつようになった」⁶⁾とされる。それ以前の1907（M40）年、また、それ以降の1941（S16）年も変化の時期とされるが、教科課程の面からその変化を分析することも重要である。その意味で高等小学校の性格の変化を視野に置きながら「選択科目」群の意味合いを検討する必要がある。しかし、本報告においては、高等小学校の性格を吟味することを目的とはしていない。当面、上記のような問題意識をもって、「選択科目」群の変化、及び、その運用形態を見ていくことに限定する。

第三は、普通教育における職業に関する教育の位置づけ、内容・方法の解明の問題である。戦前の「選択科目」群はほとんど外国語、「実業科目」に集約されるといってもよい。ともに、第二点でふれた高等小学校の性格づけと関連する科目と言える。特に、「選択科目」群の分析は、高等小学校「実業科目」変遷の解明と深くかかわる。新制中学校においても幾たびかの学習指導要領改訂を経たが、常に外国語と職業にかかわる教科（職業、職業・家庭、農、工、商、水、技術・家庭等）は選択科目とされてきたことから、職業科目あるいは実業科目の検討と選択制の検討とは密接な関連をもつものと考えられる。また、現在に至るも外国語が選択科目とされているが、戦前における「選択科目」としての推移を追い、戦後との接続の有無を追求することも視野の中に入れておきたい。

なお、「必修科目」、「選択科目」の用語は戦前から部分的に用いられていたが、より一般的には、「必須科目」、「加設科目」、「随意科目」等の用語が用いられていた。「必須科目」は教則等に定められている、すべての学校で、すべての子どもが履修しなければならない教科目であり、現在の「必修科目」とほぼ同じ意味に用いられている。「加設科目」は「必修科目」以外に「土地の状況」等により増課することのできる教

科目である。加設科目のみの設定では、学校単位で、すべての子どもが履修しなければならない。したがって、いわゆる学校選択と同じといえる。ちなみに、小学校令等では、「……ヲ加フコトヲ得」という場合と、「……ヲ加フ」とする場合とがあるが、前者が「加設科目」である。後者の場合には、すべての学校がその科目を設置しなければならない。しかし、「随意科目」となり得るときには「必修科目」とも異なるので、「必設科目」とよばれる。「随意科目」は、学校が設置してもすべての子どもが履修することを前提としない教科目をさす。ただし、履修するか否かを誰が決定するかは明確にされていない。後に詳しく検討する。

加設科目については、『文部省年報』の統計から、加設状況を知ることができるが、随意科目に関する統計の類は知られていない。しかし、後述するように、随意科目は道府県知事の認可事項であったので、道府県の学事文書から、実態を知り得る可能性がある。本稿においては、東京都公文書館所蔵の東京府文書に依拠しながら、検討する。

2. 小学校令、教則等における加設科目、随意科目の変遷

加設科目、随意科目が、法令、教則等でどのように規定されてきたか、整理しておこう。加設科目等に指定される科目は時期により異なるが、その一つひとつを列記することは煩雑であり、それらの科目の変遷を分析することを目的とはしていないので、さきに指摘したように、一貫して加設科目等に位置づけられていた実業科目、外国語科目を中心に見ていく。

1872（M5）年の『学制』においては、「其地ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教エルコトアルヘシ」⁷⁾として、外国語ノ一、二、記簿法、画学、天球学があげられていた。1879（M12）年『教育令』では、「土地ノ情況ニ随ヒテ罽画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」と、土地の状況、性別による加設科目の考えが明確に出された。1881（M14）年の『小学校教則綱領』においては、同様の観点からの学科の増減を可とした。このときはじめて、実業科目が取り上げられるが、明確な加設科目といったものではなく、教科目を定めた条項からはずれた第26条で「土地ノ情況ニ因リ」農業、工業、商業の「初歩ヲ加フルトキハ……」と科目の内容を示したものであった。

1886（M19）年第一次小学校令の下での『小学校ノ学科及其程度』では、「土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱歌ハ之

「ヲ欠クモ妨ゲナシ」と、工業に替わって新たに手工が加設科目とされた。1890(M23)年の第二次『小学校令』で、「幾何ノ初歩外国語農業商業手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得」と加設可能な科目数が「数科目」に増やされたが、基本的な構成に変化はないといえる。しかし、第二次『小学校令』では、新たに「随意科目」を規定する第10条「小学校ノ某教科ハ文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ從ヒ之ヲ随意科目トナシ又之ヲ学習シ能ハサル児童ニ課セサルコトヲ得」が設けられた。さらに、従来加設科目の設定について何等の規定もなかったが、第11条で「……教科目ノ加除スルニハ市町村立学校ニ就キテハ其市参事会又ハ町村長ニ於テ私立小学校ニ就キテハ其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ」と規定し、手続きを明確にした。1891(M24)年11月17日には『随意科目等ニ関スル規則』が出され、新たな「随意科目」の運用が規定されるが、これについては後述する。

1900(M33)年の『小学校令改正』では、高等小学校の科目について細かく規定することとなる。以降1911年までの3回の小学校令改正は同じ条項内の改正にとどめられているので、条文の該当箇所を掲載する。

第20条「修業年限二箇年ノ高等小学校ニ於テハ理化、唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠キ又ハ手工ヲ加フルコトヲ得
修業年限三箇年ノ高等小学校ニ於テハ唱歌ヲ欠キ又ハ農業、商業、手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得
修業年限四箇年ノ高等小学校ニ於テハ英語ヲ加フルコトヲ得
前三項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得」

第23条「小学校ノ教科目ヲ加除シ又ハ随意科目ト為サムストキハ市町村立小学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ」

なお、施行規則付表、六、七号(三、四箇年に対応)には、第一学年より農業、商業を入れてあるが、表の誤りであろう。

1903(M36)年の『小学校令中改正』では、高等小学校3学年以上の男児には実業科目が課せられることとなった。該当条文は「修業年限三箇年以上ノ高等小学校ニ於テハ男児ノ為ニ手工、農業、商業ノ一科目若クハ数科目ヲ加フ但シ数科目ヲ加フル場合ニ於テハ児童ニハ其ノ一科目ヲ学習セシム」と改正された。しかし、第5項で「前四項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ随意

科目ト為スコトヲ得」とされていたので、府県知事の認可を受けたら実業科目も随意科目とすることが可能であり、受講しない児童の存在もあり得た。この改正のときの施行規則付表六、七号(三、四箇年に対応)では農業、商業は第三学年から記入されている。明治30年代、40年代に手工、農業、商業の実業科目と英語(外国語)の取扱いが大きく揺れ動くが、その背景については別稿にゆずり⁸⁾、その後の推移を追うこととする。

1907(M40)年の『小学校令中改正』で、尋常小学校の修業年限六箇年への延長にともない、教科目を規定した第20条から、高等小学校の種別が消えるとともに、「前項ノ教科目ノ外手工、農業、商業ノ一科目又ハ数科目ヲ加フ其ノ数科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ児童ニハ農業、商業ヲ併セ課スコトヲ得ス」と、手工、農業、商業間の取扱いの相違が示された。この点は「農業、商業、英語ハ之ヲ随意科目トナスコトヲ得」にも見られる。さらに、1911(M44)年の『小学校令中改正』では、「前項ノ教科目ノ外手工、農業、商業ノ一科目又ハ数科目ヲ加フ其ノ数科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ児童ニハ其ノ一科目ヲ課スルモノトス」と、手工、農業、商業の取扱いの差は取り払われ、従来存在した随意科目の規定が姿を消した。つまり、高等小学校児童は、手工、農業、商業のいずれかを履修しなければならなくなり、実業科目が必修科目になったというわけである。また、英語は商業の中に含まれることとなった。そして、施行規則付表五、六号(二、三箇年に対応)では、手工、農業、商業に男児6時間、女児2時間を配当し、土地の状況により男児の手工、農業、商業は2時間を減じることができるとされていた。

改正と同時に、訓令第十三号が出されるが、そこには、「高等小学校ノ目的ハ義務教育ヲ終リタル児童ニ対進ミタル普通教育ヲ施シ国民道徳ヲ涵養スルト共ニ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ卒業後各種ノ事業ニ従事スルニ一層適切ナル性格ヲ得シムルニ在リ」、「従来ノ随意科目ヲ廢シテ必修科目ト為シ児童ニハ必ス手工、農業、商業ノ何レカヲ課スルコトトシ又其ノ教授時数ヲ増加シ以テ当該教科目教授ノ効果ヲ完カラシメ高等小学校本来ノ目的ヲ貫徹セントス」と実業科目を必修化した理由が述べられている。

だが、臨時教育会議は、1918年に「一、高等小学校ノ教科目ハ取捨選択ノ範圍ヲ広クシ且ツ教科目ノ内容ニ関シテモ十分ニ裁量ヲ加ヘシメ以テ地方ノ実情ニ適切ナル教育ヲ施サムコトヲ要ス」⁹⁾と答申し、教科目の必修化が進んでいた高等小学校に問題を投げかけ

た。それを受けた、1919 (T8) 年の『小学校令中改正』では、次のように改訂された。

(20条)「前項ノ教科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ為ニハ家事ノ一科目又ハ数科目ヲ加フ土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外図画、外国語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得前二項ノ教科目ハ之ヲ随意科目又ハ選択科目ト為スコトヲ得」

施行規則附表には加設科目は載らず、男児6時間、女児4時間以内を加えるとしていた。随意科目が復活し、新たに「選択科目」が取り入れられた。この問題も後述する。外国語もこの時点で加設科目として復活した。

1926 (T15) 年の『小学校令中改正』では、教科目について大きな変更がなされた。手工、実業(農、工、商ノ一科目又ハ数科目)が必修科目とされた。しかし、「実業ノ数科目ヲ置キタル場合ニハ児童ヲシテ其ノ一科目ヲ選択セシム 実業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得」とあるように、随意科目の規定と、選択の考えは継承された。実業の随意科目規定については、施行規則18条の2に「実業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府県知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得」と定められていた。

最後に、1931 (S16) 年の『国民学校令』では、次のように規定されたが、随意科目、選択については、盛り込まれていない。実業科についても、生徒の選択

の規定は少なくとも文面上はみられない。

(4条)「国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ国民科、理数科、体錬科及芸能科トシ高等科ニ在リテハ実業科ヲ加フ……

芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、習字、図画及工作ノ科目トシ初等科ノ女兒ニ付テハ裁縫ノ科目ヲ、高等科ノ女兒ニ付テハ家事及裁縫ニ科目ヲ加フ

実業科ハ之ヲ分チテ農業、工業、商業又ハ水産ノ科目トス

前五項ニ掲グル科目ノ外高等科ニ於テハ外国語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得」

以上の法令、教則等における実業科、外国語に関する加設科目、随意科目の規定を整理し、図表化すると図1のようになる(全体を通してため、M40年以前は実業科は修業年限3年以上、外国語は修業年限4年の高等小学校を取り上げている)。外国語は、商業の中に含み込められた時期をのぞいては、常に加設科目であり、随意科目、選択科目の規定が存在したときには、それに該当する科目であった。他方、実業科目は性別による取扱いの違いも加わり、多様な位置づけがなされていた。加設科目か否かをみるだけではすまず、学校(管理者)が設置しなければならない必設科目がでてくる。しかし、これを単純に必修科目とよぶことはできない。随意科目に指定されれば履修しない児童もあり得る。また、必設科目の指定は実業科としてであり、その科目が複数であるため、一つの学校で

図1 加設科目、随意科目、必設科目、選択科目の推移

		1881 (M14)	1886 (M19)	1890 (M23)	1900 (M33)	1903 (M36)	1907 (M40)	1911 (M44)	1919 (T8)	1926 (T15)	1941 (S16)	1945 (S20)	
実業科目(農業・手工(工業)・商業)	加 設 可	—————											
	一 つ を 履 修	—————											
	男 児 の み	-----											
	女 児 の 家 事 含 む	-----											
	手 工 分 離	-----											
	履 修 数 規 定 な し	-----											
商業	農 商 兼 習 禁	-----											
	随 意 科 目 可	=====											
外国語(英語)	選 択 科 目 可	=====											
	加 設 可	—————											
	随 意 科 目 可	=====											
	選 択 科 目 可	-----											

複数科目が設けられると、児童はその全てを履修する場合と、選択して履修する場合とが生ずる。このようなことから、男児の場合に限っても、加設科目→加設科目・随意科目可→必設科目・一科目選択・随意科目可→必設科目・随意科目可→必設必修科目・一科目選択→必設科目・一科目選択・随意科目 or 選択科目可→必設科目・一科目選択・随意科目可(手工が別に必修)→必設必修科目(芸能科工作が別に必修)といったように複雑に変化してきた。

実業科がこのような種々の形態で教科課程上に位置づけられたのは、上述のように実業科目が農業、商業、手工(工業)等の複数の科目から成っているため、なんらかの形での選択を考慮しなければならなかったからと考えられる。その基本類型の第一は、学校がある種の科目を選択する方法である。これは特定の科目に全児童が拘束されるという問題を含む。しかし、複数の科目を設置し、その全てを履修させると児童にとって過重となる。なお、この際、明治33年までは外国語と農業、手工、商業が同列に並べられて加設可能な科目とされていた。そのようになされたのは、それらをすべての児童に履修させることが考えられていたわけではないので、学校側の選択のみですんだからかも知れない。しかし、実業科目をすべての児童に履修させるとすると、第二の方法として、実業科目を必設としその中から選択するいわゆる選択必修とする道が生まれる。明治33年以降は明治40年~44年の時期をのぞいてそういった扱いになっている。大正15年以降は、「実業」「実業科」としてくくられ、必修科目のなかに位置づけられているが、その内容として農業、工業、商業あるいは水産を指定しているので、それ以前の「手工、農業、商業ヲ加フ」と同じであり、数科目が設置された場合、その中からの選択となる場合が出てくる。

選択科目のもつ積極的な意味の一つは、科目の選択に際して、児童、生徒が関心や興味にもとづいて、学ぶ内容に関して自らの意志を反映できるところにあると考えられる。そのような観点からみると第一の場合、加設科目であれ、必設科目であれ、主として「土地ノ情況」によって学校の側(管理者)が設置するものであるから、児童の側が選択することは異なる。ただ、設置科目を決定する過程で児童や、親の意向が反映する可能性がないわけではない。しかし、第二の場合には、実業科目を二科目以上設置し、そのなかから履修するものを選ばせるときには児童の意志が反映する可能性が大きくなる。

随意科目についても同様な視点から検討することが

できる。随意科目に指定されると、学校で設置していても、履修しない児童がいてもよいことになる。したがって、必設科目であっても、随意科目に指定されればすべての児童が履修するとは限らなくなる。随意科目とされた科目を履修しないという決定に児童の判断や希望が反映していたか否かその実態は別として、反映する可能性をもった位置づけだったといえる。ただ、規定上は、常に「随意科目ト為スコトヲ得」であり、道府県知事の認可が必要であったから、例外的な取扱いであったと考えられる。しかし、すべてのものに履修させるという「課程主義」的な考えとは相入れないものであろう。

以上の考察から、選択制の問題として検討する場合、「随意科目」の規定と、「選択必修」が重要であると考えることができる。したがって、それぞれの内容を検討していく。

3. 「随意科目」の規程について

(1) 「随意科目」が設けられる経過

加設科目は、必須科目に対する教科課程上の一教科目群として学制の時期から位置づけられてきた。しかし、「随意科目」は1890(M23)の第二次小学校令になって初めて出てきた教科目についての規定である。くわしい経過を追うことは資料的に不可能なことだが、若干検討してみよう。

主要な教育雑誌『教育時論』『大日本教育会雑誌』『教育報知』の明治22-25年あたりを管見した限りでは随意科目に関する記事は、明治24年11月17日に出された「随意科目」についての省令に関するものが一件あったのみである。小学校令の紹介記事の中でも、教則の変遷についての解説においてもふれられていない。「随意科目」は教育界ではそれほど問題にはされていなかったと考えられる。

では、随意科目の考えは知られていたかどうかが問題となる。二三の例しかあげられないが、随意科目の考えは紹介されていたと思われる。東京・尚友社刊『教育制典 全』¹⁰⁾には、1887年の(イギリス)教育部学制が訳されている。その条項には「随意学科 各級ニ於テ随意課シ得ヘキ学科 一唱歌 一英語 一地理 一理学初歩」とされており、さらに「上級生徒ニ限り随意履修スルヲ得ヘキ学科」として代数、幾何や農業初歩など11科目があげられている。ただし、原文に当たっていないので、この訳文にみられる「随意」の言葉が「随意科目」と同じ意味で用いられているか否かは判定できない。文部省普通学務局編纂の『仏国小学法令類纂』には1882年3月28日の「強要初等教育

ニ関スル法律 附タリ其条項ノ解釈」が掲載されている。第一条の「小学教育ハ左ノ教科ヲ包含ス」にかかわって「必須科目（ルビーマチュール・オブ リクトワール）ト随意科目（ルビーマチュール・ファ キュルタチウ）トニ區別シタル」¹²⁾との記述がある。後者は現代の仏和辞典によれば選択科目、もしくは随意科目とある。おそらく学校が任意に加えらるるというものとは異なるであろう。「随意科目」と同種のものと考えてもよいのではないだろうか。

倉沢剛は第二次小学校令の教科課程はドイツのカリキュラムの上にたっているであろうとの見解を示しているが¹³⁾、明治8年1月31日の日付のはしがきがある『普魯志学校規則』の「普通小学ノ教授科目」¹⁴⁾においても、文部省訳の『字国小学校法案』¹⁵⁾にも、男女による教科の違いはあるが、随意科目はおろか加設科目に関する記述もない。少なくとも、随意科目に関してはドイツのカリキュラムを参考にしたとはいえないであろう。

さて、第二次小学校令の作成過程において随意科目が規定された経過を追ってみよう。第二次小学校令の最初の明治23年3月24日付案には随意科目の規定がない。明治23年6月24日付修正案で「第十一条 小学校ノ某教科目ハ之ヲ随意科目ト為シ又之ヲ学習シ能ハサル児童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得 前項ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」としてあらわれた。それが明治23年10月3日に公布される小学校令に「第十条 小学校ノ某教科目ハ文部大臣定ムル所ノ規則ニ従ヒ之ヲ随意科目トナシ又学習シ能ハサル児童ニ課セサルコトヲ得」として確定された¹⁶⁾。さきに述べたように、教育界でさほど問題とされていなかったことが法案の作成過程で新たに出てきたことは興味深い、その理由を説明することはできなかった。

なお、中学校に随意科目の規定が出てくるのは、1897（M27）年3月1日文部省令第七号による尋常中学校の学科及其程度の改正の時である。（1条「前項ノ外随意科目トシテ簿記及唱歌ヲ加フルコトヲ得」）

(2) 「随意科目」の規程とその内容

随意科目に関する省令およびその説明はすでに周知のところであるが、再掲しておく。

第一条 尋常小学校ノ教科目中体操、日本地理、日本歴史、図画、唱歌、手工及裁縫ハ随意科目トナスコトヲ得

第二条 高等小学校ノ教科目中外国地理、唱歌、幾何ノ初歩、外国語、農業、商業及手工ハ随意科目トナスコトヲ得

第三条 補習科ノ教科目ハ修身ヲ除ク外総テ随意科目

トナスコトヲ得

第四条 小学校ノ教科目中唱歌、体操等ハ其学校長ニ於テ児童ノ身体該教科目ヲ学習シ能ハスト認ムルトキハ之ヲ課セサルコトヲ得

第五条 第一条乃至第三条ニ依リ某教科目ヲ随意科目トナスニハ市町村立学校ニ就キテハ其市参事会又ハ町村長ニ於テ私立小学校ニ就キテハ其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

同日に発表された文部省の説明書の主要部分は次のようなものであった。

「…ノ十一科目ハ皆必須ノ教科目ニシテ其一ヲ欠クコトヲ許ササルモ其他ノ教科目ハ土地ノ情況ニ依リ便宜之ヲ欠キ若クハ加フルコトヲ得ルモノニシテ、之ヲ課セサルモ必シモ小学校教育ノ本旨ヲ達シ得ヘカラサルニアラス……又ハ土地ニ情況ニ依リ某教科目ヲ正教科ニ加ヘタル場合ニ於テ市参事会町村長若クハ私立小学校設立者ハ補習科又ハ正教科中ノ某教科ヲ強テ各児童ニ課スルノ必要ナシト思考スルトキハ之ヲ随意科目トナスコトヲ得ルモノトス……」¹⁶⁾

これのみを限りは、教科課程の構成原理に、梅根の言う「課程主義」の考えが如実に表れているといえる。「必須科目」は「欠クコトヲ許サ」ないものであり、加設科目、随意科目は課さなくとも「小学校教育ノ本旨ヲ」達成できないわけではないというわけである。にもかかわらず加設するのは「土地の情況」からである。したがって、加設科目は土地の情況による必要性からでてきたので、その土地にとっては、欠くことを許さないものとなり、「課程主義」との整合性をもつと考えられる。しかしながら、随意科目に指定するときには、特別な条件を付していない。すべての子どもが身につけるべきものと考えないのであるから、これは「課程主義」の考えからは出てこないものではないだろうか。しかし、だからといって、いわゆる「個性の伸長」を目的として、多様な科目群から児童が自らの個性にあった科目を選択するというを期待していたのではなく、「課程主義」を徹底できない例外措置として設けられたと考えられる。土地の情況によって設置した教科目を履修しないでもよいという、消極的な規定であったといえる。ただ、後に詳述するが、児童・父兄の要望等によって加設科目を加設するとき、履修しない児童あるいは履修に批判的な父兄がいるときにも、設置できるといった意味では「課程主義」の枠を越える教科課程の考えの片鱗があらわれているとみることができないわけではない。

(3) 第二次小学校令実施過程における「随意科目」の取扱い

第二次小学校令第十二条は教科目の加除、随意科目の指定について、府県知事の許可の必要性を規定していた(このように、手続きを規定したこと自体が第二次小学校令の法令としての整備がすすんだことを示している)。これにしたがって、府県では、次のような府県令を出すこととなる。

「東京府令第三十二号 小学校令施行ニ就キ各小学校ノ修業年限等ニ関スル件

明治25年3月19日

- 一、尋常小学校高等小学校トモ其修業年限
- 一、土地ノ情况ニ依リ加除スヘキ各教科目
- 一、随意科目ト為スヘキ某教科目
- 一、補習科ヲ設置スルモノハ其教科目修業年限及教科課程教授時間等

以上許可ヲ受クル事項 』¹⁷⁾

これを受けて、東京市参事会は明治25年5月3日付で許可の申請をしている。その内容の一部は

「一、従来設置ノ市立尋常小学校ニ於テ加フヘキ教科目

- 唱歌 裁縫
- 一、同 随意科目 図画
- 一、同 高等小学校随意科 外国語

但本所区本所小学柳島分校浪速津尋常小学校及深川区東川尋常小学校川南尋常小学校ニ於テハ唱歌裁縫図画ノ三科ヲ除ク

- 一、神田日本橋浅草ノ三区ニ於テハ高等小学校ニ商業科ヲ随意科トス」¹⁸⁾

というものであったが、各郡や町村から同じような許可願いが出されている。

教科目を加設することと随意科目とすることを区別していることはこの文書からも明らかである。しかし、この段階では随意科目の実施の実態を知る資料を見出すことはできなかった。

(4) 1900 (M33) 年小学校令改正後における「随意科目」の取扱い

時期が若干下るが、1900年の小学校令の改正にいたって、随意科目の取扱いに変化が生じた。次の文書は随意科目にすべきであるという指導があったことを示している。加設科目、随意科目の申請が、形式だけの問題でなかったことを知ることができる。申請通りに許可されるわけではなかった。

「具申

本市立小学校ニ於テハ正教科目ノ外必修科トシテ左記ノ教科目ヲ加ヘ度候条小学校令第二十三条ニ依リ至急認可相成度……

明治三十四年三月六日 東京市長 松田秀雄
東京府県知事 男爵 千家尊福殿

一、尋常科 図画、唱歌、裁縫(女子)

一、高等科 英語(女子ニ限り之ヲ科(ママ)セサルコトヲ得)」

「(M34. 3. 8)

小学校教科目増加ノ件ニ関シ照会案

本日六日付総発第五八号ヲ以テ東京市小学校教科目増加ノ件ニ関シ認可具申ノ処右之内英語科ハ当校ニ依リ必須科トシ、或ハ随意科トナス方可然□□□□査具申セラルヘニ依テ書面一応返戻ス

年 月 日 知事

市長宛

「小学校教科目之件ニ付御申越之趣□有之□□本市ノ情况ニ於テハ英語ヲ以テ凡テ必須ノ科トスル方可然認メ最前具申シタル義ニ付御了相成度□也

明治三十三年三月十六日 東京市長 松田秀雄

東京府県知事 男爵 千家尊福殿」

「(M34. 3. 26)

市立小学校教科目増加ノ件指令案

東京市役所

明治三十四年三月六日付総発第五八号具申市立小学校教科目増加ノ件認可ス

但シ英語科ニ限り随意科トナスヘシ

年 月 日 知事 』¹⁹⁾

東京市が外国語を加設科目にしようとしたことに対し、東京府は児童全員に課すことを是とせず、申請を差し戻し、最終的に随意科目とすべきとする指示を行ったわけである。

また、次の文書は随意科目の実施の形態を明らかにしている。

「明治三十五年二月十日

小学校教科目加設ニ関スル書面返戻申進案

御郡内神代村ヨリ深大寺尋常高等小学校教科目増加ニ関スル書面差出ノ処右加設スヘキ英語科ハ必須科トスルカ如ク見フルモ随意科トナス方可然候ニ付其旨御指示相成度且再度願ノ場合ニハ左記ノ事項ヲ付記セシメラレ候様御取計相成度依テ別□一応返戻□段申進也

年 月 日 内務部長

北多摩郡長宛

記

一、随意科及ヒ各学科ノ毎週教授時数

一、教授担任者ノ資格

一、随意科教授時間中其教授ヲ受ケサル児童ノ取扱方」

「明治三十五年三月十三日

教科目加設ニ関スル書面返戻申進案

御郡内神代村ヨリ深大寺尋常高等小学校教科目加設ニ

関スル書面差出ノ処右ハ随意科加設ノ為メ其教授ヲ受ケサル女兒ノ規定ノ毎週教授時数ヲ減縮スルコト不可然ニ付其旨御指示相成度且正教科時間内ニ於テ随意科ノ為メニ裁縫科ノ教授時数ヲ減縮スルカ如キコト無キ様御注意相成度依テ別紙書面返戻□段重テ□申進候也」²⁰⁾

以上のように、かなり厳密に随意科目の教科運営をはかろうとしたことが読み取れる。これは、明治20年代にはみられなかった指導である。明治20年代には、尋常科の図画や唱歌、あるいは裁縫が軒並随意科として加設されていたが、それに対してだけでなく、高等科の外国語、商業科に対しても、ここにみられるような指導はみられず、残存している東京府の申請書にはこのような中味をもった申請は皆無であった。

上記の指導の経過を見ると、随意科目に対するとらえ方が一定のものとなっていなかったのではないかと考えられる。明治24年11月17日の随意科に関する省令は、履修しなくてもよいことを示してはいたが、その履修しない時間をどのように扱うかについて、なんらの指示も与えていなかった。小学校の段階で（高等小学校を含めて）、個々の教科の履修、非履修を同一学級内の児童に選択させることは多くの困難をとまなうことであろう。なによりも、履修しない時間をどう扱うかが問題であった。しかし、管見の限りでは、文部省はこの問題に関して見解を示してはいない。先に東京府が示した随意科目の実施にあたっての検討すべき事項は、ごく自然なものであると考えられる。このような指導を受けたのであろう、いくつかの申請書は、次のような形式で出されている。

「(M34年11月28日) 荏原郡大森町立貴船尋常高等小学校

一部ノ生徒英語修業中之ヲ修メサルモノノ取扱方

比較的不進歩ノ学科ヲ復習セシム

英語教授ヲ受クヘキ児童ノ見込数

総数百名ノ内八拾名

担当教師ノ資格及俸給 ……」

この後に各学年の時間割が添付されている。英語は、最後の5時限に配置されていることも、いろいろ配慮していることがうかがえる（もっとも、下記の添付資料のように、学年によって、3時間のうちの1時間は3時限目に設定しているものもある²¹⁾。

高等科第四学年男生

曜/時	一時	二時	三時	四時	五時
月	修身	算術	理科	国読	英語
火	国読	図書	国綴	遊、珠	体、歴
水	国読	算術	唱歌	歴史	英語

木	修身	国書	英語	遊、珠	図画
金	国読	算術	地理	国綴	体操
土	国読	国書	理科	国画	体地

英語の履修者の細かな数を明記していた例もあるので紹介しておこう。

	履修する 男児	同 女児	履修しない 男児	同 女児
一学年	29	17	7	6
二学年	21	15	1	8
三学年	24	13	1	2
四学年	3	7	14	0
計	77	52	23	16

農業科についても同様な取扱をしている。北豊島郡の練馬尋常高等小学校では随意科目として農業科を加設するが、それに2時間をあてること、唱歌、国語から各1時間をさくことと述べたあと、「農来科ヲ課セサル児童ニハ其教授ノ為メ取りシ唱歌及国語ヲ教授スルモノトス」としていた²²⁾。

以上のように、随意科目が独自の位置づけをもって定着していく経過がみられたが、随意科目に指定された科目を児童がどのように履修したかその一端も明らかにすることができた。厳密に随意科目の意味をとらえて実施したところでは、履修する児童と、履修しない児童がいた。その判断を誰がしたか個々の例について明確には記されていないが、「一、英語ヲ随意科トシテ加フル事ハ保護者及ヒ児童ノ希望ニシテ決シテ教授上一人ノ異存ナキコト 一、新ク入学スルモノニシテ万一異存ヲ生スルトキハ此等ノモノニハ他学科ト比較的難シトスル科若クハ進度上遅レタル科ニ付復習又ハ教授スルノ法ヲトルコト」²³⁾ という文書が残っていることから親や児童の意志が考慮されていたとみることができる。

このような随意科目の教科運営についてくわしくふれた文書が作成されたのはこの時期だけとみられる。1903(M36)年に修業年限三箇年以上の高等小学校で実業科が必須とされると随意科目の規定はまだ生きているが、実業科目を随意科目として申請するものはない。1904(M37)年の東京府町立学校の増科認可申請文書では手工6校、農業11であった（この文書類纂にすべての文書が綴られているか否かはわからない）。随意科目の英語を廃止するところも出てくる（もっとも、明治40年までは、約300校の修業年限3年以上の高等小学校で130~150校が英語を加設していた。明治41年から激減する。実業科目は明治37年-52

校、明治40年-134校といったところである²⁹⁾)

なお、1919(T8)年の小学校令中改正において「随意科目又ハ選択科目ト為スコトヲ得」の条文が出てくる。ここで、「随意科目」と「選択科目」の違いがいかなるものであるかが問題となる。現在の理解で「選択科目」をとらえるなら、児童の意志による選択となるであろう。そうであるなら、「随意科目」はそれと異なるものかということになる。この条文だけでは、判断がつかないが、1926(T15)年の小学校令中改正の過程から、一つの見解を引き出すことができる。少々先走るが、この経過をみておこう。

1926年3月1日、文部大臣は文政審議会の諮詢六号をうけて高等小学校施設の改善等にかかわって小学校令の改正案を閣議にかけた。教科目に関する部分では、「実業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ随意科目又ハ選択科目ト為スコトヲ得」²⁹⁾が原案であった。それが、修正されて、「実業科目ヲ置キタル場合ニハ児童ヲシテ其ノ一科目ヲ選択セシム」の一項が挿入され、原案から「又ハ選択科目」が削除された²⁹⁾。これは、「選択」の意味を明確にしたものと考えられる。複数設定されたものから、児童に選択させるのである。その意味で、いわゆる選択必修にあたる考えとみることができ。

このことと明治20年代の随意科目の扱いを考慮に入れるなら、随意科目がシステムとしては自由な選択を可能とする教科目の位置づけであったと考えられる(もっとも、高等小学校段階で、自由な選択が成り立つのか、望ましいのかといった問題がある。ここでは、その是非を問うのではなく、教科課程上の位置づけとして、いかなるものであったかをみていく。この点にかかわり、野口の見解を引用しておこう。「されば随意科目は選択科目よりも一層自由であるが、すでに学校として教授時数を定めて居る以上は、選択科目として何れかその一を選ばしめて、所定の時間を学習せしむることは得策であらう。但しある教科は随意とする方が得策なこともある。此の点については我国の制度は余程精密になつて居る。外国では必修科と選択科との二つの区別しかないが、我が国では必修、加設、必修、随意、選択の五つの区別ができて居る。これは我が制度の必要上かかる区別をなさねばならぬこととなつて来たからである。²⁹⁾。もちろん、戦後の「選択制」が「個性を伸ばすこと」、「各々の進路、職業選択にみあう教育を行うこと」²⁹⁾であったとするなら、さきに指摘したようにそれと共通する理念が「随意科目」の位置づけにあったとはいえないであろう。すでに述べたように、あくまで、「随意科目ト為スコトヲ得」

であって、例外的な位置づけであった。また、「土地ノ情況ニ依リ」は常に強調されてはいても、児童の意志や判断によって選択することの意味あいについてはほとんど取り上げられてこなかった。つまり、「土地ノ情況ニ依リ」加設した時の対応策であったきらいがある。この点では、1926年の小学校令の改正による上記の条文に「児童ヲシテ」「選択セシム」とされたのは、画期的なことであったといえる。(なお、臨時教育会議における諮問第一号小学校教育ノ改善ニ関スル件 の第三回答申の答申案の一つに——小松原英太郎案とされている——、「児童各自ノ事情ニ依リ取捨選択ヲ為シ得ル途ヲ多クスルコト」³⁰⁾と提案されていたことも注目される)「随意科目」が、「選択」の用語、あるいは「選択科目」より早く出てきたのは、上記のような限定された形では、「課程主義」の例外としてより容易に位置づいたからではなからうか。複数の科目から「児童」が選ぶことは、「課程主義」とは異なる原理を含むと思われる。その意味で、1919(T8)年の小学校令の改正で随意科目、選択科目となり得る教科目が、大幅に増加したことは、「課程主義」が主流ではあったろうが、別の考えが入り込んできたものとも考えることもできよう。但し、この点は、今後深めなければならない。

なお、1900(M33)年の小学校令の改正過程で、1900年6月19日の修正案に対し、農商務大臣は「随意科目ト為スコトヲ得」→「為ス」とか「随意科目トス」といった注記をしている³¹⁾。これによって、ある教科目を申請によらず、一律に随意科目とする考え方もあったことを知ることができる。

また、小学校教育のなかでは子どもによって全教授時数が異なるといふかどうかの問題もある。同じであるべきだという立場で随意科目を取り扱ったのが、先の東京府の例である。異なってもよいとする立場があったかどうか、現在までのところわかっていない。1926(T15)の小学校令施行規則の改訂で、第18条「……実業ヲ随意科目ト為シタル場合ニ於テ之ヲ学習セサル児童ニ対シテハ其ノ毎週教授時数ヲ学校長ニ於テ他ノ教科目ニ配当スヘシ」が規定されたように、東京府が指導していた内容が盛り込まれたのは、随意科目についてのとらえ方が固まったことを示していると考えられる。

以上、明治期を中心に随意科目の実態を見てきたが、先にも指摘したように、随意科目は基本的には履修しなくてもよいという、消極的な規定であったので、実際の履修の決定の場面では児童や父母の意志が反映するものとなったが、その点が教科課程の編成における

重要な視点として発展するのではなく、明治44年—大正8年、昭和16年—には随意科目の規定が無くなるなど、規定自体が無意味化していったのではないかと考えられる。なお、大正8年—昭和16年の間は随意科目の規定が存在したが、現在までのところ、東京府におけるその時期の随意科目認可申請書類を見いだすことはできず、規定の適用の実態を知ることはできなかった。ただ、昭和11年の『単置高等小学校ニ関スル調査』には、「普通組」を設けていた学校が、142校中17校存在し、42学級を数えていることが記録されている³⁹⁾。これは実業科が随意科目と認可され、履修しない児童が存在したことを示している（なお、1校では商業を週1時間課していた。他の16校では、実業は「全部ヲ欠クモノ」であった³⁹⁾）。ちなみに、同資料によれば、東京府には、そういった学級はなかった。

4. 「選択必修」について

選択必修となる場合は、必設科目とされた実業科目が複数設置され、そのひとつを履修するときである。この期間は、明治36年～40年（修学年限3年以上男児のみ）、明治45年以降（ただし、大正8年～大正15年間は実業とならんで女兒のために家事が加えられていた）の期間である。この間でも、一つしか設置されていなければ選択は問題にならない。表1のように、『文部省年報』に加設科目の統計が掲載されていた範囲では、二つ以上の実業科目の設置校は、明治36年—40年は数%で、明治45年以降は10%台を維持している。比率として決して大きいとはいえないが、選択必修の実績は存在していたといえる。なお、表1で明治40年～44年の複数科目設置率が高いのは、手工と農業、もしくは商業との兼修が認められていたからであろう。

表1 全国高等小学校設置実業科目数

年度	学校数	実業科加設		一科目		二科目		三科目	
		学校数	比率	学校数	比率	校数	比率	校数	比率
1900	5119	450	8.8	441	8.6	8	0.2	1	0.0
1901	6354	756	11.9	750	11.8	6	0.1	0	
1902	6998	1239	17.7	1227	17.5	12	0.2	0	
1903	7408	1707	23.0	1672	22.6	34	0.5	1	0.0
1904	7705	4478	62.0	4514	58.6	255	3.3	9	0.1
1905	8143	5716	70.7	5265	64.7	465	5.7	31	0.4
1906	8673	6156	71.0	5516	63.6	610	7.0	30	0.3
1907	9242	6634	71.8	5901	63.8	700	7.6	38	0.4
1908	8137	6731	82.7	5297	65.1	1362	16.7	72	0.9
1909	8350	7417	88.8	5180	62.0	2135	25.6	102	1.2
1910	8803	8018	91.1	4929	56.0	2980	33.9	141	1.6
1911	9140	8529	93.3	5305	58.0	3114	34.1	145	1.6
1912	9515	8989	94.5	7108	74.7	1798	18.9	90	0.9
1913	9686	9334	96.3	7641	78.9	1610	16.6	83	0.9
1914	9896	9543	96.4	8034	81.2	1422	14.4	87	0.9
1915	10072	9755	96.9	8383	83.2	1282	12.7	90	0.9
1916	10267	9968	97.1	8631	84.1	1251	12.2	86	0.8
1917	10439	10130	97.0	8857	84.8	1172	11.2	101	1.0
1918	10709	10368	96.8	9177	85.7	1102	10.3	89	0.8
1919	11002	10398	94.5	9134	83.0	1193	10.8	71	0.7
1920	11410	10561	92.6	9133	80.1	1328	11.6	100	0.9
1921	11737	10647	90.7	9270	79.0	1296	11.0	81	0.7
1922	12188	10877	89.2	9509	78.0	1256	10.3	112	0.9
1923	12675	11480	90.6	9987	78.8	1408	11.1	85	0.7
1924	13038	11761	90.2	10389	79.7	1266	9.7	106	0.8
1925	13318	12098	90.8	10253	77.0	1747	13.1	98	0.7

また、明治45年～大正8年までのところで、明治36年～40年に比して複数科目設置が多いが、それは、手工・農業を設置したときには、女兒は手工、男児が農業というように性別による履修の区分けがなされていた場合がかなりあったからと考えられる。この場合には、複数設置だとしても、児童が履修科目を選択したとはいえない³⁹⁾。

1926 (T15) 年に実業科が必須科目の中に加えられて以降、設置された科目の種類⁴⁰⁾の全国統計がない。『文部省年報』には加設科目の統計のみが掲載されるため、必須科目に移されてから、統計からはずされてしまったからである。ただ、1936 (S11) 年の調査が知られている。それによれば、高等小学校14187校中実業科の設置校は14146校、99.7%、2科目以上設置は1014校、7.1%であった³⁹⁾。大正期よりも実業科目の複数設置率が減少しているのは、手工科が必須科目となったことが原因と思われるが、工業の設置率が3.1%に減少し、それにともない工業と他の科目との複数設置が減少した結果であろう。

ところで、加設の科目がどのように選ばれたかも興味あるところである。東京市に例をとって見ていこう。

1911 (M44) 年に小学校令が改正されて、実業科目を加設しなければならなくなると、東京市は明治45年1月11日付で、各区に対し、「高等小学校ノ加設科目ニ関シ通牒ノ件」を出し、「本市立高等小学校ニ加設スヘキ教科目ハ商業、手工ノ二科目トス但該区ノ情況及志望者数等ヲ案シ其ノ一科目ヲ欠クコトヲ得」等につき、意見具申を求めた。それに対し、下谷区長は1月18日付で、「男子ニアリテハ主トシテ商業科トス 但シ手工科希望ノ人員一学級以上ヲ組織スルコト定マル時ハ(特別教室ノ設備ヲナシ得ル場合)手工科ヲモ加設スルコト」³⁹⁾と具申している。これによれば、受講希望者を調べようとしたことがわかる。学校の事情だけで加設科目を決めているわけではないと考えられる。なお、下谷区には、単置の高等小学校が1校あり、1913 (T2)、1914年には手工と商業が加設されている³⁹⁾。

一方、この時期に実業科を複数科目設置した具体例は、『全国小学校加設科目に関する調査』(文部省普通学務局 大正6年)によって知ることができる。以下、数例取り出してみよう。

「大阪市育英高等小学校商業科手工科加設状況

商業科を修むるもの 13学級 664人

内 1学年 7学級 356人

2学年 6学級 308人

手工科を修むるもの 4学級 229人

内 1学年 2学級 127人

2学年 2学級 102人」³⁹⁾

「天王寺師範学校附属小学校手工科農業科商業科加設状況

本校に於ては手工、農業、商業の三科目を置き家庭の事情、児童将来の希望等につき父兄と協議の上其の一を学習せしむ

手工科高等一学年8名、農業科高等二学年5名、高等一学年8名、商業科高等二学年20名、高等一学年23名」

「次の目的により手工科を実施す 卒業後直ちに実業に就き創作的勤勞作業に従事する児童に対し本科によりて工夫考案の頭脳を養成し簡單なる物品の製作に必要な基礎的技術を与へ進んで肉体的努力を好む良習慣を作るらんとす」

「本附属小学校に於ける農業科を履修しつつある児童には農家の子弟一名もなき状態なれば農村の子弟を取り扱ふとは大に其趣を異にするところあり」

「本附属小学校に於て商業科を履修しつつあるものは主として商家の子弟及び他日商業家とならんとするものなれとも尚進んで他の上級学校に入学せんとする志望を有するものは大部分この部に集まる傾向あり思ふにこの科を履修するときは英語を学習するの便を有するを以てなるへし」³⁹⁾

「奈良県吉野郡下市高等小学校農業手工科加設状況同校に於ては加設科目として農業科と手工科を加設し児童をして其の好む科目を修めしめ居れり農業科は三年15名二年34名を合して一学級とし一年52名を一学級に編成し各程度を異にす」

「手工科 男子部三年生20名、二年生16名、一年生20名、合計56名にして之を一学級に編成し別に女子は全部手工科を修む」⁴⁰⁾

「山形市高等小学校農業科手工科商業科加設状況」

「農業科 学習児童数 総数 70名

内第一学年 36名 第二学年 34名」

「手工科 男子学習児童数 総数 100名

内第一学年 41名 第二学年 59名

内木工 41名 金工 18名」

「商業科 学習児童数 総数192名

内第一学年 124名 第二学年 124名」⁴¹⁾

「岡山師範学校附属小学校手工科農業科商業科加設

高等小学校における[選択制]に関する一考察

状況

	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度
	商	手	計	商
	手	計	商	手
	計	商	手	計
高一 男	16	19	35	23
高一 女	9	9	18	6
高二 男	11	21	32	5
高二 女	7	9	16	5
高三 男	-	-	-	10
高三 女	-	-	-	4

以上商業手工の二科目に通して最も遺憾とする所は第一学期に於ける四月の一カ月間及び第三学期の終り約半月間前後合して壹半月半教生の出務せざる間は

一人の教師にて同時に二科目を担当教授せざる可らさることなり而しては殆んど不可能の事なれば止むを得ず一組の教授に当たる間他の一組は全く監督指導者なくして自動的作業を課せざる可らす……」¹²⁾

これらの記述からも児童の関心や意志を尊重しようとしていたことが読み取れる。複数のものからの選択は、画一的なものの教え込みではなく、学ぶものの立場を大事にする考えと結びついていくといえる。しかし、最後の事例にも見られるように、複数の科目を運営する条件は整えられていなかった。特に、教員の配置に困難をきたしていたようである。

表2 同一学校に設置せる組の種目別学校数調 (1936年8月調)

設置科目		校数	比率	校数	比率
一科目	農業	37	26.0	63	44.4
	商業	24	16.9		
	商農	2	1.4		
複数科目	農業, 商業	6	4.2	79	55.6
	商業, 工業	32	22.5		
	農業, 農商	1	0.7		
	商業, 工商	1	0.7		
	商業, 工業, 農業	14	9.9		
	商業, 工業, 園芸	1	0.7		
	商業, 工業, 農業, 農商	1	0.7		
	商業, 化学, 工業, 家具, 製図図案	1	0.7		
	商業, 農業, 商農, 工農	1	0.7		
	商業, 農業, 工商, 農商	1	0.7		
	商業, 工業, 普通	4	2.8		
	商業, 工商, 普通	1	0.7		
	農業, 工業, 商業, 普通	6	4.2		
	商業, 工業, 商工, 工商, 普通	1	0.7		
	工商, 商工, 普通	1	0.7		
	商業, 工業, 養護, 普通	1	0.7		
	商業, 工業, 実務, 普通	1	0.7		
	商業, 家政, 普通	1	0.7		
	商業, 工業, 家政, 普通	1	0.7		
商業, 金工, 木工, 家政, 普通	1	0.7			
商工, 工商, 実務, 普通	1	0.7			
商業, 工業, 家政, 実務	1	0.7			
合計		142		142	

注1) 農業, 商業は農業組, 商業組

2) 商工とは, 同一学級に対して商業と, 工業を併課するもの

教員については、1890 (M33) の改正小学校令の施行規則が次のように定めていた。

「第三十五条 小学校ニ於テハ各学級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ 小学校ニ於テ各学級ニ置クヘシ本科正教員ヲ得難キトキハ二学級毎ニ本科正教員一人及准教員一人ヲ置コトヲ得此ノ場合ニ於テハ准教員ハ正教員ノ指揮ヲ承ケ児童ヲ教授スヘシ 特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ル外准教員ヲ置キ児童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得 第三十七条 小学校ニ於テハ適宜専科正教員ヲ置クコトヲ得」。しかし、専科教員については、「町村の資力か之等専科教員を配置優遇するに足らざるは遺憾とする処なり」という状態であり、本科正教員についても、「一学級を担任したる上実習作業に従事するは頗る難事に属し」(鳥取県⁴³⁾)と、教員配置の困難さを報告している。「農学校等出身の専科正教員は町村農会の技術員を兼務せるもの往々ありて」(岡山県⁴⁴⁾)といった対応策を講じているところもあった。特に、この時期は男児の実業科に6時間配当していたから、複数の科目の設置は困難が大きかったであろう。

なお、高等小学校の教員については、1926 (T15) 年の文政審議会における、諮詢6号に対する答申で、教科担任制を加味することが取り上げられた。それをうけて、施行規則は、「高等小学校ニ於テハ其ノ学級数ニ等シキ員数ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時数、児童数等ニ応シ必要ナル員数ノ本科正教員又ハ専科正教員ヲ置クヘシ」とされた。この時期の高等小学校全体の統計は手元にないが、先にみた単置高等小学校に関する調査で、一部分を見ることができる。ここでは、全国に存在する168校の単置高等小学校を対象に調査し、回答のあった142校を整理している⁴⁵⁾。それによると、二つ以上の「組」を置く学校が79校である(表2)。実業科目の複数設置が56%を占めていることになる。選択必修がひろがり、定着しつつあることを見ることができる。実業にあてる教授時数が、4~6時間の学校が90%を越えているので、兼修させていたとは考えられない。一つの「組」を選択させていたと考えてよいであろう。但し、単置高等小学校は、尋常科と併設の高等科とは教員の配置等がかなり異なるところがあるので(併設の高等科では尋常科と高等科を兼務する場合がある)、この数字で、全体をおしはかってはならないだろう。なお、教員についても選択必修を可能とする配置がなされていることがわかる。実業科の担当教員は682名を数える。一校平均4.8人である。実業科担当教員の免許資格は、小学校本科正教員は95、中等学校教員-174、実業学校教員-16、小

学校専科正教員-335、無-62となっている⁴⁶⁾。学級数は2488⁴⁷⁾(生徒数は131213だから、一学級当り53名となる)なので、施行規則によれば(この前提が崩れれば以下の分析は無意味となるが)本科正教員が、学級数分いることになる。実業科担当の本科正教員が兼務であるとしても、本科正教員以外の教員が一校に平均4.1人配置され、学級数に対しては、0.24(本科正教員を含めると0.27)となる。この数字は多いとはいえないが⁴⁸⁾、もともと、一学級一教員が基本であったことを考えると、施行規則の改訂が生かされ、ある時期までは徐々に改善されて、実業科の選択必修が可能になってきた可能性がある。『文部省年報』によると、1912 (M45) 年の全国の高等小学校の学級数に対する教員の比率は、1.23であり、翌年は1.22である。1928 (S2) 年から3か年ほど1.26を前後するが、その後は低下し、1936 (S11) 年には1.17であり、1940 (S40) 年には1.12にまで低下してしまう。この数字を見る限り、全国的に、改善されたのは、施行規程の改訂後わずか数年で、その後はないがしろにされてきたようである。なお、師範学校付属高等小学校では、1936年で1.32であった。

5. おわりに

加設科目、随意科目の規定上の変遷と、その具体的な実施形態をある程度明らかにすることができた。その中で、高等小学校の教科課程が、梅根が言うように、「あるイデオロギーやある種の知識・技能をすべての国民に植えつけたいと考えていた」という「課程主義」の考えを基本に構成されていたようであること、しかし、その考えで貫かれていたのではなく、児童が自由に選択できる形態にもなり得る随意科目が早くから取り入れられていたことも確認できた。ただ、その随意科目は、道府県知事の認可を必要としたこと、科目が限られていたことにみられるように、例外的な位置を出るものではなかった。随意科目の実施には、非履修者の扱いなど、必然的に生ずるであろう教科運営上の問題については従来まったくふれられてこなかったが、それらの問題に対する具体的な対応策を明らかにすることもできた。なお、設けられた当初明確にされていなかったそれら随意科目の運営上の問題も、1926 (T15) 年の小学校令施行規則で明確にされたと考えられる。

実業科目の児童による選択も、わずかであるが存在したことも明らかにできた。教科の特質から、児童のおかれた状況、希望を考慮する必要性が反映されていたと考えられる。さらに、実業科目の選択必修を行う

道が制度的に設けられたと言うだけでなく、実業科目担当教員のは位置など、教育条件の面でも多少は整えられていたことも見る事ができた。

しかし、残された課題も多い。大正期後半、昭和期の随意科目、選択科目についての実態を十分には明らかにすることができなかった。また、1919 (T8) 年の小学校令改正のときには、臨時教育会議の答申を受けて随意科目の規定を復活させ、加設科目を広げたが、この時期の分析を行うにはいたらなかった。この改正は、「選択制」の考えの一つの方向を出したものと考えられるので、臨時教育会議の小学校教育ノ改善に関する第三回答申を中心に検討しなければならない。今後の課題である。

〔注〕

- 1) 佐々木享「必修制、選択制について」『名古屋大学教育学部紀要-教育学科-』第35号 1989.3 p. 222
- 2) 朴木佳緒留「新制中学校における選択制の成立」『教育制度研究委員会報告』第5集 日本教育学会教育制度研究委員会 1988.3 p.123
- 3) 阿部重孝『学校教育論』など
- 4) 梅根悟『教育史学の探求』p.342
- 5) 野口援太郎『高等小学校の研究』p.96
- 6) 三羽光彦「大正期における高等小学校の制度史的検討」『教育行政研究』第2号 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室 1979. 8
- 7) 『明治以降教育制度発達史』以下同様
- 8) 拙稿「普通教育における職業教育に関する一考察」『名古屋大学教育学部紀要-教育学科-』第34号
- 9) 臨時教育会議第三回答申
- 10) 『教育制典 全』東京・尚友社刊 1890.2.13出版 国立公文書館所蔵
- 11) 文部省普通学務局編纂『仮国小法令類纂』1892 国立公文書館所蔵
- 12) 倉沢剛『小学校の歴史Ⅱ』p.857
- 13) 柴田承桂訳『普魯志学校規則』国立公文書館所蔵
- 14) 文部省訳『字国小学校法案』1892.4.2, 1892.5.23 出版。国立公文書館所蔵 1891.9に東京教育社からも訳出されている
- 15) 国立公文書館所蔵 公文類聚 第十四編 明治二十三年 学制門
- 16) 『明治以降教育制度発達史』
- 17) 東京都公文書館所蔵 明治二十五年普通一種本庁命令録第三課学務掛 十六
- 18) 同上資料 十四
- 19) 東京都公文書館所蔵 明治三十四年文書類纂 学事市立小学校 第三課 学務掛
- 20) 東京都公文書館所蔵 明治三十六年文書類纂 学事町村立小学校第一 第三課学務掛
- 21) 東京都公文書館所蔵 明治三十五年 文書類纂 第一種学事 町村学校 第一 十
- 22) 東京都公文書館所蔵 明治三十五年 文書類纂 第一種学事 町村立学校第二 第三課学務掛 七 六 南葛飾郡大島町大島高等小学校 M35.11.18
- 23) 東京都公文書館所蔵 明治三十六年 同文書 町村立学校第一 九
- 24) 同上 明治三十五年 同文書市町村学校 第一 十七 南葛飾郡新宿高等小学校 M35. 2. 6
- 25) 『東京府統計資料』
- 26) 国立公文書館所蔵 公文類聚 第五十編 大正十五年 3月1日付
- 27) 同上 4月17日付
- 28) 野口援太郎『高等小学校の研究』p98
- 29) 朴木佳緒留 前出2) p.127
- 30) 『臨時教育会議議事録』第一編 p.197
- 31) 国立公文書館所蔵 公文類聚 第二四編 第二三卷 明治33年学事門小学校三
- 32) 文部省教育調査部『単置高等小学校=関スル調査』1936年9月 p.9
- 33) 同上 p.19
- 34) 具体的な事例については、拙稿『全国小学校加設科目に関する調査』1917 参照
- 35) 「市町村立高等小学校=於ケル実業科目別校数調査」1936年4月現在 『義務教育年限延長に関する資料』所収
- 36) 東京都公文書館所蔵 大正元年 例規 学事 第一
- 37) 『東京府統計資料』
- 38) 文部省普通学務局『全国小学校加設科目に関する調査』1918 p.78
- 39) 同上 pp.91-98
- 40) 同上 pp.213-217
- 41) 同上 pp.376-383
- 42) 同上 p.500, p.508
- 43) 同上 p.451
- 44) 同上 p.497
- 45) 文部省教育調査部『単置高等小学校=関スル調査』1936年9月
- 46) 同上 p.39
- 47) 同上 p.9

- 48) 朴木佳緒留 前出 2) によれば, 1950年の教員
数は学級数の1.6前後とされている

A Study on the Elective System in Upper Elementary School

Kazuki MORISHITA

The Course of Study for Lower Secondary Schools has been revised recently, and the new Course of Study was announced in March 1989. One of the characteristics of its revision is the extension of the elective system. However, positive studies on the elective system are few. And some students point out that educational reform after the War was characterized by the introduction of the elective system. But before the War some elective subjects existed at the Upper Elementary School level. The purpose of this study is to examine the form and the actual condition of the execution of the elective subjects. The contents of this paper are as follows:

1. Introduction
2. The transition of "Kasetukamoku" (additional subjects) and "Zuiikamoku" (the subjects which a schoolchild can elect to study or not)
3. On the provision of "Zuiikamoku"
 - (1)The process of the establishment of "Zuiikamoku"
 - (2)The provision of "Zuiikamoku" and it's contents
 - (3)The treatment of "Zuiikamoku" in the process of The Second Elementary School Ordinance
 - (4)The treatment of "Zuiikamoku" after the revision of The Elementary School Ordinance at 1900
4. On "Sentakuhisshu-kamoku" (the subjects which all school children are required to take one subject among certain established subjects)
5. Conclusion

* Associate Professor, School of Education, Nagoya University.